HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	要件の視角から見た中国法人格否認の法理（1）
Author(s)	王, 万旭
Citation	北大法学論集, 62(6), 558[1]-520[39]
Issue Date	2012-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48745
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-6_009.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

要件の視角から見た中国法人格否認の法理（1）

王　　万旭

目　次

第１章　序論
　第１節　本論文の問題の設定
　　第１款　法人格否認の法理をめぐる中国における議論の問題点
　　第２款　本論文の課題の設定
　第２節　考察の順序
第２章　中国における法人格否認の法理（会社法第20条第３項）の立法史
　第１節　会社法第20条第３項成立前の中国社会
　　第１款　社会の情勢
　　第２款　国務院・最高人民法院の対応
　　一　国務院の対応
　　二　最高人民法院の対応
　　三　まとめ
　第２節　法人格否認法理の導入についての立法者の説明
　　第１款　立法担当者による解説
　　第２款　委託研究課題の結論
　　一　委託研究課題の由来
　　二　受託者が起草した研究報告の概要
　　三　法人格否認制度の立法理由
　　四　受託者の立法提言
　第３節　小括
第３章　法人格否認の法理（会社法第20条第３項）に関する判例
　第１節　判例の整理

第１款　債権者詐害事例
第２款　株主による会社資金の流用事例　（以上、本号）
第３款　株主の義務不履行に関する事例
第４款　会社法の強行規定違反事例
第５款　財産混同 . 法人格混同の事例
第６款　契約の解釈による解決事例
第７款　その他の事例
第２節　判例から見た中国における法人格否認法理の要件
第４章　法人格否認の法理（会社法第20条第３項）に関する学説の紹介
第５章　日本法の考察
第６章　会社法第20条第３項に代替する法規範の試み
第７章　結章

第１章　序論

中国新会社法（2005年10月27日改正、2006年１月１日より施行。以下、「会社法」という）第20条第３項は、次のとおり規定している。すなわち、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」[1]。この規定は、制定法の中で、もっとも明確に会社法人格否認の法理を規定した立法例だと言われている[2]。

会社法人格否認の法理は、中国において、その施行から５年余りを経過したが、本稿の第３章に述べるとおり、裁判上に問題が出つつある。例えば、会社法第20条第３項を適用する場合、その要件である「法人格の濫用」を認定する際に明確な基準がないため、会社法の基本原則に反して株主に責任を課した事例が挙げられる[3]。その結果として、法の安定

[1] 森・濱田松本法律事務所訳。
[2] 王保樹＝崔勤之『中国公司法原理』（社会科学文献出版社、2006年）48頁。
[3] 第３章の【判例37】【判例38】を見よ。

性が害された。

しかし、この状況の中で中国においては、法人格否認法理の適用がますます拡大していく傾向が見える[4]。第４章に述べるとおり、学説においても当該法理の適用の要件に対する認識が明確でないことは否めないようである。この５年間の裁判実務及び学説を見る限り、現在の中国における法人格否認法理には、その要件である有限責任の「濫用」を解明しなければ、同法理の適用が混乱に陥ることを免れないであろう[5]。

第１節　本論文の問題の設定

第１款　法人格否認の法理をめぐる中国における議論の問題点

会社法第20条第３項は、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株

[4] 蒋大興『公司法的観念与解釈Ⅱ』（法律出版社、2009年）331頁以下。また、近年、中国の公表された裁判例から見てもこの傾向が見える。すなわち、人民法院の下した判例数の推移から見ると、2006年に３件、2007年に６件、2008年に８件、2009年に14件（2010年10月まで７件であるが、今後も増えると予想できよう）である。この判例数の推移から、人民法院は、同法理を適用する際に、最初の慎重からだんだん適用を拡大していく傾向が見えてくる。この傾向を憂慮して、学説では法人格否認の法理を、他の法律構成と区別しつつ、同法理の適用を反省しようとする指摘がある。具体例としては、会社設立の際に、出資の仮装払込みをした株主への責任追及は、性質上、法人格否認の法理とは異なるため、出資に関する株主の責任規定を適用すべきであるという指摘がある。しかし、中国法には、会社の設立無効・取消に関する規定がないため、出資の仮装払込みをした株主の会社債権者に対する責任は、裁判実務上で法人格否認の適用事例として捉えている。人民法院のこの立場は、裁判実務上で混乱に導く一つの原因であると主張する学説がある。蒋大興・前掲書331頁以下。

[5] 第３章で考察したとおり、形骸化は有限責任濫用の目的を含まないにも拘らず、人民法院は形骸化を会社法第20条第３項の適用に入れた。その結果、株主による債務逃れの目的の存否を離れる恐れがある。一方、株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、その濫用目的を列挙することは不可能である。他方、人民法院は濫用の目的を認定したとしても、株主の当該行為は必ずしも債務逃れの目的の存在を導くことができない。このように、法人格否認の法理の要件が不明確であるため、当法理の適用には混乱があった。

主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」と規定している。この条文の文言から分かるように、株主に会社の債務について連帯責任を負わせるために、会社の株主は、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を「濫用」することが要件となる。

学説では会社法第20条第３項の適用について議論が集中している。中国の学説は、特に同条の要件の明確化を目指している。しかし、現在の中国において、学説上では濫用の要件に対する認識が十分ではないのではないかと思う。以下、法人格否認の法理の要件について、中国における代表的学説を概観しよう。なお、現在の中国において、学説では法人格否認の法理に対し大多数が好意的であることを指摘しておこう。

一　法人格「濫用」目的必要説[6]（以下、「第一説」という）

第一説によると、会社法第20条第３項の適用は、二つの場合に分けられている。すなわち、①会社の法人格が濫用される場合と、②形骸化（原文は「公司法人格徒具形式」（会社の法人格が形にすぎない）という）の場合である。①の場合として、株主が過度に会社を支配すること、会社資本金が著しく不足すること、不法の目的のために会社を設立すること、会社の法人格を利用して債権者を詐欺することなどが挙げられている。②の場合として、株主・会社の間に財産・業務・会計帳簿等における継続的な混同、法の強行的規定および会社内部手続きの不遵守などの状況が挙げられている。

第一説は、この二つの場合について、会社の株主が有限責任を濫用する目的（原文は「故意」－筆者注）が必要であると説いている。

第一説の主張者は、日本法を参考して次のように法人格否認の法理を

[6] この説を主張する代表者は、朱慈蘊教授と崔勤之教授である。特に朱慈蘊教授は、博士論文をもって中国ではじめて会社法先進諸国の法人格否認の法理を体系的に紹介した。朱慈蘊『公司法人格否認法理研究』（法律出版社、1998年）。朱教授のこの著書は、中国において諸外国の法人格否認の法理を研究する際によく参照されていた本だといえる。

理解しているようである[7]。すなわち、会社の法人格が濫用される場合および形骸化の場合において、会社の株主が債権者を詐害するなどの不法の目的があってはじめて、法人格否認の法理が適用される。

しかし、第一説の主張者は、日本法における法人格否認の法理への理解を間違えたようである。本稿第５章で考察するように、日本法において、法人格否認の法理の適用範囲は、法人格がまったくの形骸に過ぎない場合と、法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合という二つの場合があると、最高裁のリーディング・ケース（最高判昭和44年２月27日）は述べている。有力学説も法人格否認の法理をこの二つの場合に限定すべきであると主張している[8]。

会社の法人格が濫用される場合に該当するためには、その要件が二つ必要である。すなわち、①支配要件と②目的要件である。①支配要件に当たる事実としては、会社の背後に在る者は会社を自己の意のまま「道具」として用いることができる支配的地位になければならない。②目的要件に当たる事実としては、支配株主が会社形態を利用するにつき、違法または不当な目的を有していたとの事実が必要である[9]。

これに対して、形骸化の場合は、支配要件の他、次のような事実が常に挙げられる。即ち、①株主が会社の営業を離れ個人目的のために会社財産を使用し、あるいは個人財産を随時会社営業の目的のために使用するなど、個人財産と会社財産の混同のあること、②会社の業務を個人の経済活動から区別せず両者の混同を反覆継続していること、③会社の営業から生ずる収支について明確な記録をもたず、その結果個人の収支と

---

[7] 法人格否認の法理の要件について、第一説の紹介によれば、日本法における法人格否認の法理には､その適用に二つの要件即ち「支配要件」と「目的要件」が必要であると説いている。すなわち､「日本の会社法人格否認の実践のなかで一般的に二つの基本的要件が強調されている。一つは支配要件である。すなわち、会社の法人格がその背後にある支配者にコントロールされている。もう一つは目的要件である。すなわち、会社の法人格が違法又は不当の目的で利用されている」である。朱慈蘊・前掲書120頁。

[8] 奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」鈴木忠＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座（5）会社訴訟･特許訴訟』（日本評論社、1969年）165 ～ 166頁。

[9] 奥山・前掲書169 ～ 170頁。

会社の収支とを区別しがたい状態が続いていること、④株主総会や取締役会を全く開催せずその他の法の要求する会社意思決定、業務執行に関する方法を全く無視していることなどである。

要するに、日本法上の法人格否認の法理には、その適用範囲は「法人格が濫用される」場合と、「法人格がまったくの形骸に過ぎない」場合とに分けられている。法人格が濫用される場合は、株主による違法又は不当の目的という「目的要件」が必要である。一方、形骸化の場合は、株主による違法又は不当の目的の存在が要求されていない。

二　法人格「濫用」目的不要説[10]（以下、「第二説」という）

第二説によれば、会社法第20条第３項の濫用要件を認定する際に、その要件の不明確性を解消するために、会社の株主による主観的濫用の目的のいかんを問わず、濫用の事実を示せばよいという[11]。濫用の事実としては主に、１　会社の自己資本が著しく不足していることと、２　株主・会社間における法人格の高度的混同という二つの判断基準が挙げられている。

１　会社の自己資本が著しく不足していることとは、①株主の払い込んだ出資金が最低資本金額に下回っていることと、②株主の払い込んだ出資金が最低資本金額に上回っているにもかかわらず、著しく会社の業種・経営規模・従業員雇用規模及び負債規模に相応しい金額を下回っていることを指す[12]。第二説は、①②の場合、会社法第20条第３項を適用して直ちに会社の株主に会社債務に対して連帯責任を負わせるべきだと説いている。

しかし、なぜ、株主の払い込んだ出資金が法定最低資本金額に達することは、当該株主が有限責任を享受する必要条件であるか。現行会社法

---

[10] この説の代表者は劉俊海教授である。劉俊海『新公司法的制度創新：立法争点和解釈難点』（法律出版社、2006年）90頁以下。

[11] 劉俊海・前掲書90頁以下。

[12] ②について、主張者は例として以下の例を挙げていた。すなわち、資本金1,000万元の会社は、銀行から10億元の融資を受けた。この場合、当該会社の自己資本と貸付資本の比率は１：100であるので、著しく自己資本不足といえる。劉俊海・前掲書91頁。

から根拠が見当たらないようである。また、過少資本会社の株主に過少資本のみを理由に、会社の債務に対して連帯責任を負わせることについて、第二説の主張者はその理由を特に述べていない。さらに、過少資本の設定基準について、第二説の主張者は明確な基準を示していない。

２　株主・会社間における法人格の高度的混同とは、会社・株主との間に財産・財務・業務・機構の混同、役員の兼任及び親会社からの直接の指示等の状況を指す。第二説は、この場合、総合的に株主・会社間における法人格の高度的混同を認定したうえで、会社の株主に会社債務に対して連帯責任を負わせるべきであると説いている。

しかし、形骸化とは、株主・会社間における財産区別が不明確な状態を指すだけで、会社の株主による主観的濫用目的を必要としない。会社法第20条第３項の文言から分かるように、株主に責任を課するために、株主の債務逃れの意思が必要である。したがって、形骸化を会社法第20条第３項の枠内に入れるならば、同条の適用を拡大する一方、法の安定性をも害するであろう。

三　問題点の整理

第１節冒頭の部分で述べたように、中国における法人格否認の法理（会社法第20条第３項）を理解するために、株主による「法人格の濫用」という要件の内容を解明することが必要である。中国の学説も会社法第20条第３項の要件の解明に努めている。しかし、二つの代表的学説を見る限り、いずれも欠点があると言えよう。

第一説は、株主による有限責任濫用の主観的目的の存在を必要とすると主張しているが、濫用の事実と形骸化事実を区別せずに、形骸化事実を主観的濫用の目的の下に置いている。しかし、形骸化は、株主による主観的目的を必要としない。会社法第20条第３項の適用を、株主による債務を逃れる主観的目的が必要であると解する以上、株主による債務逃れの目的を必要としない形骸化徴表は、「濫用」の範囲内に入れることはできるか。要するに、第一説は、会社法第20条第３項の文言に適合しないようである。

第二説は、行為者の主観的濫用の意思を不要とすると主張している。

しかし、行為者の主観的濫用の意思を問わないなら、「濫用」を判断する基準がなくなるのではないであろうか。すなわち、単に会社・株主間に財産・財務・業務・機構の混同、役員の兼任及び親会社からの直接の指示、株主の出資額が法定最低資本金額に下回っていること、会社の資本が会社の規模・業種等と比して過少であることなどを理由に、当該株主に会社の債務に対して連帯責任を負わせることは法的根拠がないようである。

この問題については、会社法第20条第３項の裁判上の運用を考察する必要がある。また、法人格否認の法理を導入する際に理論上主に参考した日本法をも考察する必要があろう。

第２款　本論文の課題の設定

一　会社法第20条第３項の要件の明確化

法人格否認の法理は、外国から導入されたものであるため、現在、中国において、この法理への理解が未熟であることを否めない。特に、中国では会社法第20条第３項という一つの条文の形で同法理を規定したから、同条を適用する際に株主による有限責任の「濫用」を解明しなければならない。言い換えれば会社法第20条第３項を理解するために、株主による有限責任の濫用とは何かを解明することが必要ではないかと考える。

本稿は、中国における会社法第20条第３項の要件を解明するために、人民法院が同条を援用して下した裁判例を中心に考察したい。考察の方法は、人民法院が会社法第20条第３項を根拠として下した判例を、事案の主な事実関係を基準に各事案を整序し、株主による有限責任の濫用とは何かを見出すものである。この考察の目的は、法律適用の立場で中国における法人格否認の法理を理解することを試みるものである。

二　形骸化の位置づけ

日本の最高裁判所の昭和44年２月27日判決（民集23巻２号511頁）は、形骸化について次のとおり述べている。すなわち、「…株式会社は準則主義によって容易に設立され得、かつ、いわゆる一人会社すら可能であ

るため、株式会社形態がいわば単なるわら人形に過ぎず、会社即個人、個人即会社であって、その実質が全く個人企業と認められるが如き場合を生じるのであって、…このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であっても、相手方は会社という法人格を否認して、恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追及することを得､そして､個人名義でなされた行為であっても、相手方は敢えて商法504条を俟つまでもなく、直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである…」。

言い換えれば形骸化とは、会社とその社員との間が実質的に一体である以上、その一方が負っている（取引上の）債務を他方にも負わせるということである。しかし、いかなる事実が整えれば形骸化に該当するかについて、日本の判例上からはっきり見えないようである。

日本の判例は、形骸化を法人格否認の場合の一つとして認めている。学説も形骸化の存在を認めている。しかし、中国の場合、会社法第20条第３項の枠内で形骸化の存在を認めうるのか、認めるならばいかに解釈するのかが問題である。そこで、この問題について、会社法第20条第３項に関する判例の中に形骸化に関連する判例を検討する必要がある。また、形骸化という概念自体を導入した中国にとっては、導入先の日本法の考察も必要であろう。

三　中国における法人格否認の法理の理論上の構築

現在の中国において、学説は法人格否認の法理の導入に対しほとんどが好意的である。一方、法人格否認の法理の導入について批判的な態度を示した少数の見解もある。すなわち、法人格否認の法理は、元々判例法で成立した法理論であり、その理論自体にさまざまな不明点がある。それゆえ、当該法理は、債権者救済の唯一の手段ではなく、そして、今後、取引法に代替される傾向があるという。結論として、現段階の中国の実情（経済発展途上、法運用水準の低下など）に照らして、法人格否認法理の導入を慎むべきであるという指摘であった[13]。

[13] 趙信忠「対我国適用公司法人格否認法理的質疑」河北法学1999年第４期105

本論文の主たる目的は、会社法第20条第３項の要件の明確化を試みることである。そのため、第３章では会社法第20条第３項の判例を考察した。しかし、株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、その濫用目的を列挙することは不可能である。他方、人民法院は濫用の目的を認定したとしても、株主の当該行為が必ずしも債務逃れの目的の存在を導くことができない事例は多く見られる。

濫用の目的自体は、容易に把握するものではないので、主観的濫用の目的というアプローチから会社法第20条第３項の内容を解明することは難しい。そこで、濫用の目的を探求するために、代わりの基準が必要であろうと考える。すなわち、いかなる事実があれば濫用の目的が認定できるかについて、法人格否認の法理に対して更なる考察が必要であろう。

第５章で考察するとおり、日本において法人格否認の法理についてその理論的構築を試みる学説がある。すなわち、会社法の基本原則である会社財産の維持充実を建前に出して、この基本原則に違反する株主は、連帯して会社の債務を負うことになる。この説は、法人格否認の法理の適用を財産混同、会社搾取と過少資本に限定して、それ以外を一般私法の法理に委ねる[14]。中国の法人格否認の判例は、すべて取引法の範疇に属している。したがって、中国においても会社法第20条第３項を適用した事例を、既存の一般私法の法理に委ねることができるかについて、中国法の独自の検討が必要である。この一連の検討を通して、中国における法人格否認の法理の理論的構築を試みたい。

第２節　考察の順序

第２章では、会社法第20条第３項の立法史に遡って考察を行い、その考察の中心は、会社法第20条第３項の成立理由である。会社法第20条第３項の立法をめぐる史的考察の目的には、主に二点ある。第一点は、会社法第20条第３項成立前における中国社会の背景及び法の対応を把握す

頁以下。

[14] 代表的な論者は、森本滋教授と江頭憲治郎教授である。第５章において両教授の説を詳細に紹介する。

ることである。第二点は、同条を導入する際の起草者の認識を明らかにすることである。第２章の考察を通して、中国における法人格否認の法理は、中国法上に存在する意味を明らかにしたい。

第３章では会社法第20条第３項に関する中国の判例を考察する。第３章で扱った法人格否認法理に関する裁判例は、すべて、中国で公表された、人民法院が株主に責任を課す際に、法律上の根拠として会社法第20条第３項を援用して下した判決である。判例収集の時期は、2006年１月から2010年10月にかけてのほぼ５年間である。

判例の分析手法は、各事案の事実関係に応じて扱った裁判例を類型化する作業である。すなわち、扱った事案を債権者詐害事例、株主による会社資金の流用事例、株主義務不履行事例、会社法強行法規定違反事例、財産混同・法人格混同事例、契約の解釈による解決事例及びその他の事例に分類する。第３章の考察の中心は、人民法院が株主に責任を課する際に、その要件である「濫用」とは具体的に何であるかを見出すことである。第３章の考察を通して、会社法第20条第３項の要件である有限責任の「濫用」を解明することを試みることにする。

第４章では法人格否認法理に関する学説を紹介する。第４章の考察の目的は、学説がこの条文に対していかなる態度を示しているかを明らかにすることである。現在の学説のほとんどは、会社法第20条第３項に対して好意的である。しかし、代表的学説は、当該条文の適用要件に対し、認識が必ずしも十分とはいえないようである。この代表的学説の理論上の混乱を指摘して、中国法人格否認法理の要件につき私見を示すことにする。

第５章では日本法の考察を行う。考察の中心は二つある。一つは、日本法における法人格否認の法理の要件である。もう一つは、形骸化についての判例の立場・学説の批判である。また、法人格否認法理の再構成の観点から、森本・江頭両教授の学説を紹介し検討する。日本法の検討を通して、中国法上の法人格否認の法理の要件に示唆を与えたい。

第６章では中国会社法第20条第３項に代替可能な法規範を検討する。日本の学説は、会社法の基本原則である資本維持原則に反する行為を法人格否認の適用に限定し、それ以外を一般私法の法理に委ねると主張した者がいる。では、中国の場合、今まで会社法第20条第３項に属する事例を、既存の一般私法の法理に委ねることができるか。この問題意識に基づいて、中国法上にある契約･法規範自体の解釈、詐害行為取消権（中国契約法第74条）、債権者代位権（中国契約法第73条）などを、その裁判上の運用及び学説の議論を考察する。

ここで結論だけを述べておこう。すなわち、中国において今まで法人格否認の法理を適用した事例は、一般私法の法理によって解決することが可能である。理論上会社法第20条第３項の適用に属する事例は、会社搾取と過少資本事例に限定すべきである。ただ、どのような条件の下に会社搾取と過少資本が株主に責任を課する根拠となるかについては、今後の中国の判例の発展を注目しながら研究を続けるであろう。

第７章では、本稿の結論を提示すると同時に、本研究に残された課題即ち、①会社搾取・過少資本による株主の責任、既判力の拡張の可否などと、②破産法上の否認権（中国倒産法第31条、第33条、第36条）といった問題を、中国における法人格否認法理との関連などを指摘して本稿の検討を終えることにする。

第２章　中国における法人格否認の法理（会社法第20条第３項）の立法史[15]

第１章で言及したとおり、法人格否認の法理（会社法第20条第３項）

[15] 中国会社法（新会社法）の立法史を考察する手段には、二つがある。一つは、立法者の公的説明であり、もう一つは、会社法改正の重要な問題として、立法機関の委託を受けてなされた研究である。前者は、会社法草案の起草者の一人として国務院法制弁公室のメンバー姜天波が書いた会社法の立法説明である。姜天波「公司法修改的若干理論与実践問題（一）～（八）」工商行政管理、2006年第１期～12期。後者は、中国最高人民法院の裁判官が書いた研究報告である。張勇健＝金剣鋒『新公司法修訂研究報告』（下冊）中国法制出版社、

の導入について、学説のほとんどが好意を示した。しかし、新会社法が改正してから５年間の裁判実務を見る限り、現在の中国における法人格否認法理には、その適用基準が不明確であることも事実である。なぜ、学説の好意と現実との間にギャップが出たのか。

法人格否認の法理（会社法第20条第３項）の導入について、立法担当者は、いかに当該法理を理解し、さらに中国法の現状を認識しているのかを中心に、同法理の導入に関する立法史を考察する。

第１節　会社法第20条第３項成立前の中国社会

第１款　社会の情勢

中国においては、改革開放の初めのころ、会社に関する立法が遅れていたため、ペーパーカンパニー[16]が盛んで、「会社」の法人格を濫用する現象が顕著であった[17]。1993年中国初の会社法の制定により、会社制度が確立されたとはいえ、会社法人格の濫用がますます増えてきていた。例えば、会社の株主が会社を利用して法律又は契約上の義務を逃れて不

１頁以下。法人格否認の法理に関する限り、前者は、建前上の理由しか言及していなかった。すなわち、「会社の株主特に大株主が、会社に対する支配をもって会社法に許さない取引を行い、取引市場をコントロールすることによって、会社の独立地位を脅かしているということが存在している。会社株主のこのような行為は、会社債権者の利益を害する同時に、有限責任原則制度をも脅かしている。そこで、会社法の中で、会社の独立責任制度を維持するために、会社法人格否認（原文は「揭開公司面紗」）の内容を規定することが必要となってくる」とあるにすぎない。したがって、参考する意義が乏しい。これに対して後者は、中国の裁判実務に立脚して研究を行っているので、参照する価値があると考える。そこで、以下における中国法人格否認法理の立法史については、その考察の資料は主に後者に依拠することにした。

[16] 当時のペーパーカンパニーとは、形式上、会社の設立登記を行ったが、会社の固定資産･流動資金、事務所等の実体がほとんどなく、会社設立の目的は、契約を結ぶことによる相手側の貨物・契約代金への詐欺である会社をいう。張勇健＝金剣鋒・前掲書18頁。

[17] 張勇健＝金剣鋒・前掲書14頁以下。

法な利益を獲得すること、仮装払込又は出資の払戻（筆者注。原文は「公司資本不実」）によって資本金がゼロに近い会社を運営すること、複数の会社を設立して相互間で資金を移転することによって債務を逃れることなどが挙げられる[18]。

第２款　国務院・最高人民法院の対応

このような問題に対処するため、1980年代末より、国務院と最高人民法院が相次いで一連の行政法規と司法解釈を公布した。

一　国務院の対応

1990年12月12日に、国務院は、「会社整理活動中に、解散され又は合併された会社の債権･債務の処理に関する通知」[19]（国発〔1990〕68号）（以下、「通知」という）を発した。通知第４条は、「（解散又は合併された）会社が、工商行政管理機関により登記・登録されたとしても、実際上、自有の資金がなく、あるいは自有の資金が登録された資本金額と一致しない場合（国が別途規定を設ける場合を除く）、直接に会社の設立を認

[18] 張勇健＝金剣鋒『新公司法修訂研究報告』（上冊）中国法制出版社、225頁。

[19] 1980年代から、共産党・政府機関（労働組合、各種の協会などの社団・財団法人を含む）及びその幹部は、所属組織の財政資金不足を改善するために、行政上の資金又は職務権限上の利便を利用し、「会社」を設立して収益を上げようとしたことが中国全国において実験的に行われた。その結果、官僚腐敗及び経済競争秩序の混乱などの悪影響を招いた。これらの弊害を除去するために、中央政府は、共産党・政府機関等を前述設立された会社との関係から徹底的に離脱させるために、「通知」を含めて一連の行政法規を作った。これらの行政法規の趣旨は、共産党・政府機関を設立された企業の債権・債務関係から免れさせる同時に、企業の債権者に対する責任額を当初、企業に拠出された金額に限定することであると思われる。これら一連の行政法規としては、中共中央（中国共産党中央委員会）・国務院「党・政府機関及び党の幹部に商売・起業を厳禁するについての規定」（中発〔1984〕27号）、中共中央・国務院「さらに会社（共産党・政府機関が設立された企業）を整理するについての決定」（1989年８月17日公布）などが挙げられる。上述の「通知」及び「決定」は、いずれも現在有効である。

許した主管部門又は申請部門もしくは投資部門（主管部門・申請部門・投資部門はいずれも国の機関である－筆者注）は、登録した資本金の範囲内で会社の債務に対して責任を負う」ものとする。

通知第５条の後半は、「…会社の主管部門又は投資部門は、資金払戻し又は移転もしくは債務逃れの行為がある場合、その資金を全額戻して会社債務の弁済に充てる。債務弁済後、剰余分があれば、党と政府機関が会社を設立した場合、すべて国有資産として、直接の投資者機関に返還される。集団企業が会社を設立する場合、剰余分を当該集団企業に戻すべき」であると規定する。

二　最高人民法院の対応

（1）1987年８月29日最高人民法院「行政機関又は企業（国有企業―筆者注）が設立した企業は倒産後に当該企業の債務が如何に負担するかの問題への回答（批復）」（法（研）複〔1987〕33号）第２条の後半は、「…行政機関（党と政府機関及びそれに所属される事業部門又は幹部を含める）が設立した企業は営業停止後、…その負担している債務は、企業自身の財産をもって弁済に充てる。企業自身の財産が弁済に足りない場合、当該企業の設立を直接に認許した業務上の管理部門又は当該企業の設立を申請した部門に弁済をなさせるべき」であると規定する。

（2）1994年３月30日に、最高人民法院は、「企業が設立した企業について、取り消され又は休眠後、当該企業の民事責任負担問題への回答」（法復〔1994〕４号）（以下、「回答」という）を公布した。回答によれば、企業の実際上有する資金が登録資本金と一致しないとしても、法定の最低金額に達し、企業法人としてのその他の条件を満たした場合、法人資格を具備すると認定できる。当該企業が取り消され又は休眠後、その財産が債務の弁済に足りない場合、設立企業が登録資本金と実際上有する資金との差額の範囲内において、責任を負担すべきであるとされている。また、設立された企業は「企業法人営業許可」を取得したが、実際に資金を投入せず、又は投入した資金が法定最低金額に達していない及び企業法人としてのその他の条件を具備しない場合、法人格を有しないと認定すべきである。その民事責任は、当該企業を設立した企業によって負担すべきであるとされている。

三　まとめ

国務院の「通知」は、会社整理にともなう解散・合併の場合における債権・債務の処理について、当該会社の設立を認許した国の主管部門等の責任を規定した。「通知」は、会社の主管部門等に資本金払戻し又は移転もしくは債務逃れの行為がある場合について、逃れられた資金をもって会社債務を弁済させると規定し、逃れられた資金が会社債務弁済に足りないときにどう扱うかについて、言及していなかった。

最高人民法院の「回答」は、企業倒産後にその設立機関としての国の行政機関又は国有企業の会社債務についての責任を規定した。「回答」によると、企業の債務については、まず、企業自身の財産で弁済し、企業自身の財産が弁済に足りないときは、当該企業の設立を直接認許した国の主管部門に弁済をさせるものとされている。

また、最高人民法院は、1994年３月30日の「回答」の中で、取り消された又は休眠された企業の債務弁済について、最低資本金額という基準を設け、取消又は休眠会社を設立した国の行政機関又は国有企業が負う責任を規定した。すなわち、取消・休眠企業の登録資本金が法定最低資本金額に達した場合、当該企業の設立機関は、登録資本金と実際上有する資金との差額の範囲内において責任を負う。これに対して、最低資本金額に達していない場合、設立機関は当該企業の債務全額を弁済する。

前述の「通知」と「回答」は、中国の特定の時期に国の行政機関・国有企業がその設立した企業の債務について規定したものである。したがって、「通知」と「回答」は、直接に法人格否認問題を規定するものではない。しかし、裁判実務上では、最高人民法院の「回答」特に1994年３月30の「回答」を参照して判決を下す裁判例が多くみられる。例えば、会社の株主（社員）が出資（増資）の仮装払込又は払戻を行った場合、人民法院が、当該会社の株主に会社の債権者に対して責任を課する際に、1994年３月30の「回答」を参照して、当該株主に仮装払込又は払い戻した金額の範囲内で責任を負わせるとした事例が数多く出られた[20]。

[20] 1994年３月30の「回答」を参照した又は参照したと思われる裁判例としては、福建省厦門市中級人民法院（2002）厦経終字第194号、上海市第二中級人民法

第２節　法人格否認法理の導入についての立法者の説明

第１款　立法担当者[21]による解説

立法担当者は、まず、会社法の有限責任原則の確立を肯定した。担当者は、同時に株主の間接有限責任制度がもたらした弊害も指摘している。すなわち、「会社の株主特に大株主が、会社に対する支配をもって会社法に許されない取引を行い、取引市場をコントロールする（原文は「操縦市場」－筆者注）ことによって、会社の独立的地位を脅かしているということが存在している。会社の株主のこのような行為は、会社債権者の利益を害すると同時に、有限責任原則制度をも脅かしている」という指摘である[22]。

その上で、立法担当者は、法人格否認法理の立法の必要性を肯定した。すなわち、「会社法の中で、会社の独立責任制度を維持するために、会社法人格否認（原文は「揭開公司面紗」）の内容を規定することが必要となってくる」と説明している[23]。

第２款　委託研究課題の結論

一　委託研究課題の由来

院（2002）滬二中民三（商）終字第340号、上海市第二中級人民法院（2002）滬二中民三（商）終字第341号、上海市高級人民法院（2002）滬高民二（商）終字第110号、重慶市第一中級人民法院（2004）渝一中民初字第471号、徐州市中級人民法院（2005）徐民二終字第251号、江西省宜春市中級人民法院（2005）宜中破字第1-25-12号などが挙げられる。

[21] 中国新会社法改定の際に会社法草案の起草者の一人として国務院法制弁公室のメンバーである姜天波氏が会社法の立法背景・理由について公的説明を行った。姜天波「公司法修改的若干理論与実践問題（一）～（八）」工商行政管理、2006年第１期～ 12期。

[22] 姜天波「公司法修改的若干理論与実践問題（二）」工商行政管理、2006年第２期72頁。

[23] 姜天波・前掲書72 ～ 73頁。

中国新会社法草案の起草は、国務院法制弁公室（以下、「法制弁公室」という）が担当した。法制弁公室は、直ちに会社法改定に関連する各部門に連絡をし、指導グループ、作業グループ、専門家グループを設置した。指導グループと作業グループは、共同で全人代の代表及び全国政協委員の意見・提案を分析すると同時に、研究会や書面による意見募集を通じて、国務院の関連部門、地方政府、企業、専門家などに幅広く意見と提案を徴求した。さらに、重要な問題については、専門課題として研究機関に委託して研究させた[24]。法人格否認の法理は、その委託研究課題の一つである。研究課題の受託者（以下、「受託者」という）は、最高人民法院の裁判官である張勇健氏と金剣鋒氏である[25]。

二　受託者が起草した研究報告の概要

研究報告は、おおむね３つの部分から構成されている。すなわち、第１部分は、法人格否認の法理についての理論状況の紹介である。紹介された国の法（判例法も含む）としては、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法及び日本法である。そして、まとめの部分において、受託者は、法人格否認の法理を適用する主な場面は、以下のとおりであると要約した。すなわち、①会社の自己資本の不足、②会社法人格を濫用して法の義務を逃れること、③会社法人格を濫用して契約義務を逃れること、④会社法人格を濫用して会社債権者を詐害すること、⑤法人格の混同・形骸化などである[26]。

第２部分は、中国における法人格否認法理の司法実践の紹介である。本節第１款で紹介したように、1980年代末よりペーパーカンパニーをはじめとする法人格を濫用する問題が深刻な社会問題となった。これに対し、国務院及び最高人民法院は、一連の政策・司法解釈を公布したという状況が紹介されている。受託者は、これらの政策・司法解釈がある程度法人格否認の法理と関連していることを認めるが、法人格否認制度の確立ではないと判断した。この上で受託者は、立法上、法人格否認の法

[24] 『新公司法修訂研究報告』（下冊）中国法制出版社、379頁以下。
[25] 張勇健＝金剣鋒『新公司法修訂研究報告』（下冊）中国法制出版社、１頁以下。
[26] 張勇健＝金剣鋒・前掲書１～13頁。

理の導入を提言した[27]。

第３部分では、法人格否認法理制度についての立法提言をし、その説明を行った[28]。

三　法人格否認制度の立法理由

受託者は、以上の考察に基づいて、次のような認識を主張した。すなわち、1990年国務院の「通知」と1994年最高人民法院の「司法解釈」の規整の対象は、ペーパーカンパニー及び仮装払込・出資の払戻（原文は、「虚仮出資」）である。また、改革開放（1980年代より）のはじめのころ、会社の問題は、主にペーパーカンパニーに集中していたが、現在（新会社法草案起草前―筆者注）、会社の問題は、主に会社法人格の濫用にある。

会社法人格の濫用としては、①会社の（自己）資本が足りないにもかかわらず運営していること、②株主が複数の会社を設立して相互間で資金を移転することによって債務を逃れること、③株主が会社を利用し、契約を通じて不法の利益を獲得することなどが挙げられている[29]。

そこで、受託者は、以下の結論を導いていた。すなわち、「これらの会社法人格濫用問題に対し、中国現有の会社法枠組みでは有効に解決することができない[30]。そこで、一種の司法ルールとして、会社法先進国において活用されていた法人格否認の法理を参考し、中国の現行会社法制度を補充し改善することによって、上述の問題を解決することができる」と[31]。

四　受託者の立法提言

受託者は、前述の認識に立った上で法人格否認の法理について20箇所の条文の立法提言を行った。その中に、特に注目に値するのは次に箇所である。

---

[27] 張勇健＝金剣鋒・前掲書13～18頁。

[28] 張勇健＝金剣鋒・前掲書18頁以下。

[29] 張勇健＝金剣鋒・前掲書18頁。

[30] ただし、法人格否認法理の導入必要性について、受託者は、具体的な判例の検討を行っていなかった。

[31] 張勇健＝金剣鋒・前掲書19頁。

１　会社法人格否認の要件

立法提言第３条は次のように書いている。すなわち、「既に法人格（原文は『法人資格』）を取得した会社は、その支配株主が法人格を濫用する行為を実施し、会社債権者の利益又は社会公共利益を害したとき、債権者が法人格濫用行為と債権者又は社会公共利益の損害との間にある因果関係を証明することができる場合、当該株主は会社債権者の損失に対し責任を負わなければならない」。

立法提言第３条は、法人格否認の法理に関する一般的な叙述にすぎない。そのなかに、「支配株主が法人格を濫用する行為を実施し」について、受託者は、法人格濫用の行為特に株主による有限責任の濫用の目的の要否について説明していなかった。

２　形骸化規定

（1）財産混同

立法提言第13条は、次のとおり規定している。すなわち、「会社と株主の財産が全体的かつ継続的に混同し、会社の営利が株主のそれと区分を加えない結果、双方の財務帳簿を明確に区分できないに至る場合、会社の営業場所・事務所が株主のそれと完全に同一している場合、会社の資金が株主のそれと混同しており、且つ継続に同一口座を使用している場合、株主が会社の債務につき連帯責任を負う」。

（2）業務混同

立法提言第14条は次のとおり規定している。すなわち、「会社と株主又は親子会社の間に業務が継続的に混同し、具体的取引行為・方式・価格が同一の支配株主に直接に支配する場合、支配株主が会社の債務に対して連帯責任を負う」。

立法提言第13条、第14条は、形骸化の状況である財産混同と業務混同を規定した。しかし、株主による有限責任の濫用の目的の要否について、受託者は特に言及していなかった[32]。

[32] これに対して、立法提言第10条（会社法人格を利用して法の義務を回避する）、第11条（会社法人格を利用して契約義務を回避する）、第12条（会社法人

第３節　小括

中国における法人格否認の法理（会社法第20条第３項）は、1980年代から出てきたペーパーカンパニーをはじめとする法人格濫用問題に遡る。当時、過少資本による会社の運営、複数の会社間における資金の移転による債務逃れ、株主による債権者詐害などといった例[33]があり、会社の社会的評価も低下していた。これらの問題に直接対応するのではないが、国務院・最高人民法院は、企業の倒産にともなう債権・債務処理をめぐって、一連の政策・司法解釈を公布した。

しかし、この一連の政策・司法解釈は、主に中国における特定の時期に国の行政機関・国有企業がその設立した企業の債務について規定したものである。また、その適用範囲が主に企業の倒産にともなう債権・債務処理に限定されている。結果として、前述の「回答」「通知」は、その適用範囲が狭いため、有限責任を濫用した株主にその責任を追及する際に、現実に出ているさまざまな法人格濫用問題を十分対応することができなかった。そこで、会社法先進国に存在している法人格否認の法理を会社法に導入することによって、上述法人格濫用の問題を一括解決できないかと、立法担当者は考えたわけである。

法人格否認の法理を制定法の形で中国に導入する理由について、委託研究課題の受託者は、以下のように説いている。すなわち、「これらの会社法人格濫用問題に対し、中国現有の会社法枠組みでは有効に解決することができない」という[34]。

受託者は、このような認識に立った上で、法人格否認の法理について

格を利用して債権者を詐害する）は、条文上及び受託者の説明によって、株主による有限責任の濫用の目的が必要であることが分かる。

[33] 張勇健＝金剣鋒・前掲書１～13頁を参照。

[34] 受託者は、法人格否認の法理の導入に関する自らの認識・主張について、さらなる判例の考察・検討を行っていなかったかにみえる。詳言すれば、実際の裁判例の中に出た法人格濫用問題に対し、法人格否認の法理に拠らないと妥当な解決が得られない判例があるかどうか、法人格否認の法理以外に、既存の実定法規定・一般私法の法理による解決が可能であるかどうかを、受託者は検討していないようである。

立法提言を行った。そのなかに特に注目に値するのは、形骸化の法人格否認の法理における位置づけである。受託者は、財産混同・業務混同である形骸化の状況を、法人格否認の法理の適用枠組みに入れていた。すなわち、受託者は、形骸化事例には、会社法第20条第３項の適用があると考えていた。

会社法に法人格否認の法理を導入すべきであるという立法担当者の意思に対し、学説のほとんどは、好意的であり、慎重な態度を示す者は極めて少ない。ただし、法人格否認の法理の導入に慎重な態度を示す意見のなかに、以下のような有力の指摘があった。すなわち、法人格否認の法理は、元々判例法で成立した法理論であり、その理論自体にさまざまな不明点がある。それゆえ、当該法理は、債権者救済の唯一の手段ではなく、そして、今後、取引法に代替される傾向がある。結論として、現段階の中国の実情（経済発展途上､法運用水準の低下など）に照らして、法人格否認法理の導入を慎むべきであるという[35]。

一つの制度を導入する前に実務・学説における十分な検討が、必要であることはいうまでもない。この意味においては、中国会社法に法人格否認の法理を導入する際に、裁判実務・学説上に十分な検討が行われていたとは言えないようである。そのため、新会社法施行後、法の運用上に問題が出てきて、混乱が生じるに至った。このことは、以下の判例の検討からも明らかであろう。

第３章　法人格否認の法理（会社法第20条第３項）に関する判例

会社法第20条第３項は、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」と規定している。この条文の文言から見れば分かるように、株主に会社の債務について連帯責任を負わせるために、会社の株主が、会社法

[35] 趙信忠「対我国適用公司法人格否認法理的質疑」河北法学1999年第４期105頁以下。

人の独立的地位及び株主の有限責任を「濫用」することが、当該株主に責任を課する際にもっとも重要な要件となる。

しかし、現在の中国において、学説上では濫用の要件に対する認識が十分ではないのではないかと思う。例えば、第４章で考察したとおり、学説では、「濫用」の目的と「形骸化」とをはっきり区別していないようである。そこで、本章以下では、法人格否認の法理に関する中国の判例を考察し、裁判運用上における会社法第20条第３項の要件である「濫用」の内容を解明したい。

第１節　判例の整理

本章で扱った法人格否認の法理に関する裁判例は、すべて、人民法院が株主に責任を課す際に、根拠として会社法第20条第３項を援用した判決である。判例収集の時期は、2006年から2010年10月にかけてのほぼ５年間である。扱った裁判例は、2010年10月までの時点で収集した公表されたものに限るので、実際の裁判にある法人格否認法理の運用全体ではないと予め説明しておく。

中国における法人格否認法理に関する裁判例は、その実質的法律関係が多種多様である。これらの裁判例を一定の基準によって類型化する必要がある。そこで、本章では、人民法院が株主に責任を課する際に基づく主要事実を基準として、事案を分類することにする。具体的には、以下の第１款～第７款の事例である。

なお、人民法院が下した判例数の推移から見ると、中国において、法人格否認法理の適用がますます増える傾向が見える。すなわち、2006年に３件、2007年に６件、2008年に８件、2009年に14件（2010年10月まで７件であるが、今後も増えると予想できよう）である。この判例数の推移からは、人民法院が同法理を適用する際に、ますますその適用を拡大していく傾向が見えてくることに注意が必要である。

第１款　債権者詐害事例

この事例は、以下の【判例１】～【判例８】の８件の事例である。

【判例１】広東省佛山市中級人民法院2006年９月１日判決（2006）佛中法民一終字第611号

【事実の概要】

2004年９月15日、訴外Ａ会社は、訴外Ｂ会社（株主：Y_3、Y_4、Y_5）と「建築物外壁洗浄契約」を締結した。この契約により、Ａは、あるビルの建築物外壁の洗浄工事をＢに請け負わせた。その後、ＢがY_2（被告、被控訴人、個人）に下請けさせ、さらに、Y_2がY_1（被告、被控訴人、個人）に下請けさせた。

Y_1がＸ（原告、控訴人）を雇用して洗浄作業を行う途中、Ｘが五階の建物から転落し、重大な人身事故となった。Ｘが訴えを提起した。理由は、Y_1が安全配慮義務を怠ったこと、Y_2は、Y_1に作業に必要な資格・設備が備わっていないことを知りながら、工事をY_1に下請けさせたこと、訴外Ｂ会社は、Y_1に相応の資格と設備が備わっていないことを知りながら工事をY_2に下請けさせたことである。Ｘは、Y_1、Y_2及びＢの株主Y_3、Y_4、Y_5に対し、連帯して治療費・慰謝料など併せて621,077元の賠償を支払うように請求した。

原審は、Y_1、Y_2に対し連帯賠償責任[36]を命じたが、Y_3、Y_4、Y_5の連帯賠償責任について、以下の理由で請求を棄却した。つまり、Ｂは2005年２月25日に抹消登記を行った。Ｂは有限会社であるから、社員[37]は有限

[36] 人民法院が判決を下した根拠は、以下の規定にある。最高人民法院「人身損害賠償事件を審理する際に法律適用に関する若干問題への解釈」（2003年12月４日最高人民法院審判委員会第1299回会議により可決）（以下、「人身損害賠償解釈」という）第11条第２項は、「雇用中、生産事故により被用者に生じた人身損害につき、注文者もしくは元請人は請負人もしくは下請人がその業務に従事する資格または安全生産条件を欠いてことを知っているまたは知るべきであった場合、使用者と連帯して賠償責任を負わなければならない」と規定する。

[37] 中国会社法には、会社の持ち主としての社員を、有限会社と株式会社とを区別せずに一律に「株主」という表現を用いている。中国会社法第３条第２項：有限責任会社（有限会社―筆者注）の株主（原文は「股東」）は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う。株式会社の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。以下では、「社員」と「株主」を区別しない。

責任を負う。したがって、Bの株主であるY_3、Y_4、Y_5は、清算により配分された金額の範囲内において、Y_1、Y_2と連帯責任を負うと判断した。

Xは控訴。理由は、Y_3、Y_4、Y_5が事故発生後、賠償責任を免れるために、会社経営に異常がないにもかかわらず、会社の抹消登記を行った。これは会社法人の独立地位と株主の有限責任を濫用して債務を逃れる行為であるということにある。

【判旨】控訴棄却

「〔中華人民共和国会社法〕第３条によると、会社は企業法人であり、独立の財産がある。会社はその全部の財産をもって会社の債務に対して責任を負う。有限会社の株主はその引き受けた出資金を限度として会社に責任を負う。控訴人がその主張した事実即ち、Y_3、Y_4、Y_5に会社法第20条第３項に規定している法人格濫用行為の存在に何らの証拠も提供できなかった。したがって、本件において、会社の負担している債務を株主にまで及ぶのは法の根拠がないため、支持することができない。」

【判例２】広東省広州市中級人民法院2008年７月22日判決（2008）穂中法民二終字第305号

【事実の概要】

訴外Ｂ会社は、訴外Ａ会社のパソコン周辺機器を購入しようとしたが、会社の資金面の信用が低いため、Ａに拒絶された。そこで、Ｂの代表者は、私的関係を利用して、Ｘ会社（原告、被控訴人）の業務担当者と通謀して、売主をY_2会社（被告、控訴人）、買主をＸとする虚偽のパソコン売買契約書を作成した。売買代金の支払のため、Ｘは、金額410万元の為替手形をY_2に振り出した。Y_2はさらにこの手形をＡに裏書譲渡した。

Ｘは、本件契約書が虚偽のものであると発見した。そこで、Ｘは、本件契約の締結目的が金員の騙取にあるから、当該契約が無効[38]であると

[38] 中華人民共和国契約法第52条第３項は、以下のとおり規定する。すなわち、「下記に挙げる事由のいずれかに該当する場合、契約は無効とする。…（3）合法的な形で非合法的な目的を覆い隠した場合」。

主張するとともに、自己が既に支払った手形代金の返還[39]を主張して、Y_2に訴えを提起した。

なお、Y_1は、Y_2の株主（持株割合が20％）であり、A の支配株主（持株割合が79％）でもある。X は、Y_1が Y_2の株主の地位を利用して、Y_2を X と契約を結ぶよう指示を出し、譲り受けた手形を A に交付したことを理由に、Y_1が会社の法人格を濫用したと主張して、Y_1の連帯責任を追及した。

【原審判決】

「Y_1は、Y_2の株主として、その権利を濫用して、Y_2をして X と虚偽の契約を結ぶよう指示を出した。さらに、X から受け取った410万元を彼の実際上経営している A に移転した。・・・Y_1及び Y_2の行為は、著しく X の利益を害した。したがって、Y_1は Y_2の債務につき、連帯責任を負うべき」である。

Y_1は、自分が株主としての権利を濫用していないこと及び、Y_2での持株割合が20％しか占めていないことを理由に控訴。

【判旨】控訴認容

「Y_1は、ただ Y_2の20％の持分を保有するだけであり、Y_2の支配株主ではない。しかも、Y_1が Y_2の実際上の支配者又は経営者である証拠もない。原審法院の認定即ち、Y_1は X から受け取った410万元を彼の実際上経営している A に移転したことについて、証拠が足りないため、支持できない。」

【判例３】青島市中級人民法院2008年11月17日判決（2008）青民四終字第446号

【事実の概要】

[39] 中華人民共和国契約法第58条は、以下のとおり規定する。すなわち、「契約が無効、又は取り消された後、当該契約によって取得した財産を返還しなければならない。返還できない物、又は返還する必要のない物については、金額に換算して補償しなければならない。過失のある側は、相手側にもたらした損失を賠償しなければならない。両方に過失があった場合は、各自が相応の責任をおわなければならない」。

1999年にY_1会社（被告、被控訴人）は、A銀行との間に、金額20万元の金銭消費貸借契約を締結し、X会社（原告、控訴人）は、連帯保証人としてA銀行と保証契約を締結した。後にY_1が代金の一部５万元のみ返還し、残りの分を弁済しないため、A銀行は保証人たるXに訴えを提起し、強制執行を経て残りの分の弁済を得た。Xは、保証責任を履行した後に、Y_1にその弁済した分を追及して本件の訴えを提起した。

Y_1は、1998年９月に設立された有限会社であり、登録資本金50万元のうち、株主Y_2が48万元の出資を引き受けた。Y_1は、2004年９月22日にその営業許可書が取り消されたが、会社の清算がなされていない。Xは、株主であるY_2が法定の清算手続きを行わないため、債権者としての自己の利益を損なったことを理由に、Y_2にY_1の本件債務に対する連帯責任を追求した。

【一審法院の判断】

一審法院は、XがY_2の清算義務不履行により著しく債権者としての利益が害されたことについて、証明できなかったため、Xの請求を棄却した。Xは控訴。

【判旨】控訴棄却

「中国会社法の規定によれば、清算は、株主の一種の権利だけではなく、一種の重要な義務でもある。清算主体は、当該義務を履行しない又は履行を怠り、債権者に損害を与えた場合、これについて過失責任が課され、債権者に対して不法行為による賠償責任を負わなければならない。」

「…上述司法解釈（会社法司法解釈（2）第18条[40]）によれば、債権者が、清算義務者に会社債務について責任を負わせる条件は次のとおりである。即ち、（1）有限会社の株主、株式会社の取締役又は支配株主は、法定期限内に清算委員会を成立させ清算を開始しない。(2)清算義務者は、

[40] 会社法司法解釈(2)第18条は、以下のとおりに規定する。すなわち、(１項)「有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主が法定期間内に清算委員会を組織せず、会社財産に値下がり、流失、毀損又は滅失に至った場合、債権者が前述の者にその行為によってもたらした損失の範囲内で会社債務に対して賠償責任を主張する場合、人民法院は法に従って支持しなければならない」。

即時清算義務を履行せずに、会社財産が値下がり、流失、毀損及び滅失に至った。…Xは、上述（1）の条件につき証拠を挙げたが、（2）の条件については証拠を挙げていなかった。したがって、Xの主張について支持しえない。」

【判例４】寧波市鄞州区人民法院2009年４月22日判決（2009）甬鄞商初字第917号

【事実の概要】

2007年３月20日に、X（原告）・Y_1会社（被告）間に工具売買契約が締結された。その後、Xは契約どおりにY_1に工具を提供したが、Y_1は一部の代金を支払った後に、残りの代金16,000元を支払わなかった。Y_1は2008年７月16日に合法の清算手続きを経ずに登録を抹消した。Xは、Y_1の株主Y_2（被告）、Y_3（被告）が合法の清算手続きを経ずに会社を解散することによって、債権者としてのXの利益を損なったことを理由に、Y_2、Y_3にY_1の本件債務について連帯責任を負うよう訴えを提起した。

【判旨】請求認容

「…Y_2、Y_3が清算義務を履行しなかったことは認定できる。Y_1は有限会社であるので、会社法第184条[41]の規定によれば、有限会社はその解散事由が生じたとき、株主は即時清算手続きを開始させ会社を清算する義務がある。さらに、会社法第189条[42]の規定により、清算終了後、清

[41] 会社法第184条は、以下のとおりに規定する。すなわち、「会社は、本法第181条第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(5)号の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、採算を開始しなければならない。有限会社の清算委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は取締役又は株主総会で確定した人員により構成される。期限内に清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、人民法院に対し、関連人員を指定して清算委員会を設置し、清算を行わせるよう申請することができる。人民法院は、かかる申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を組織し、清算を行わせなければならない」。

[42] 会社法第190条第３項は、以下のとおりに規定する。すなわち、「清算委員会の構成員は、故意又は重大な過失により会社又は債権者に損害を与える場合、賠償の責任を負わなければならない」。

算委員会は、清算報告書を作成し、会社登記機関に提出して始めて会社登記の抹消ができる。会社法第190条第３項[43]の規定及び会社法司法解釈（2）第20条第１項[44]の規定によると、会社が清算を経ずに抹消登録をなし、会社の清算をすることができないことに至った場合、有限会社の株主は、会社の債務に対して弁済責任を負わなければならない。」

「本件においては、Y_2、Y_3は、Y_1の株主として合法の清算手続きを経ずにY_1を解散した。Y_2、Y_3の当該行為は、Ｘに法定の清算手続きでY_1に債権を請求できなくなる結果に至った。Y_2、Y_3の当該行為は、Ｘの利益を損なった。よって、会社法第20条第３項の規定に基づいて、Y_2、Y_3は、Y_1の本件債務に対して連帯責任を負うべきで」ある。

【判例５】河南省駐馬店市中級人民法院2009年４月28日判決（2009）駐民一終字第81号

【事実の概要】

2004年７月24日に、Ｘ会社（原告、被控訴人）とY_1会社（被告）との間に建設設計・施工契約が締結された。2006年７月に、経営が困難に陥ったY_1は、その設備をＸが知らないうちに全部他所に移転したため、Ｘの進行中の工事が停止されるに至った。Y_1は現在、その営業許可書が取り消されている。Ｘは、その施工代金債権を回収するためにY_1に支払を請求したが、Y_1は応じなかった。

Y_1の株主は、Y_2（被告、控訴人）とY_3（被告、控訴人）である。Ｘは、Y_2、Y_3がY_1の株主として、Y_1の経営が困難に陥った場合において、Y_1の設備・資産を移転し、そのＸに負っている債務を逃れ、Ｘの利益を

[43] 会社法第190条第３項は、以下のとおりに規定する。すなわち、「清算委員会の構成員は、故意又は重大な過失により会社又は債権者に損害を与える場合、賠償の責任を負わなければならない」。

[44] 会社法司法解釈(2)第20条１項は、以下のとおりに規定する。すなわち、「会社の解散は、法に従って清算を終了した後に抹消登録を申請しなければならない。会社は、清算を経ずに抹消登録を行い、会社が清算することができなくなるに至った場合、債権者は、有限会社の株主、株式会社の取締役又は支配株主、及び会社の実質的支配者に会社の債務に対して弁済責任を負わせることを請求する場合、人民法院は法に従って支持しなければならない。」

損なったことを理由に、Y_2、Y_3にY_1の本件債務に対して連帯責任を負うよう訴えを提起した。

【一審法院の判断】

一審法院は、X の主張した事実を認め、会社法第20条第３項を援用して、Y_2、Y_3に連帯責任を命じた。

Y_2、Y_3は控訴。

【判旨】控訴棄却

「Y_1は清算がなされていない。Y_2、Y_3はY_1の株主として、会社の資産を移転し、会社の経営を停止した。現在、Y_1の営業許可書が取り消されているため､X に対する債務弁済が不能になってしまう。法の規定(会社法第20条第３項）に基づいて、Y_2、Y_3はY_1の債務に対して連帯責任を負担させるのが適切で」ある。

【判例６】西峡県人民法院2009年11月23日判決（2008）西民商初字第274号

【事実の概要】

2008年５月20日に、X 会社（原告）と A 会社との間に、X の経営するクラブのセントラルエアコン工事を A に依頼する契約が締結された。X は契約どおりに契約代金を支払ったが、A は、契約期限満了にもかかわらず工事を完了できなかった。その後、双方の協議により、上述工事期間を延長したが、A は工事を続けることなく、X からの工事施工請求にも応じなかった。

A は2007年10月15日に設立された有限会社であり、登録資本金60万元の中に、株主Y_1、Y_2は、各自30万元の出資を引き受けた。2008年９月に、A は経営困難を理由に、会社解散を申請して清算を経て、会社の抹消登録を行った。X は、A の解散により蒙った損失合計17万元を A の株主Y_1、Y_2に請求した。

【判旨】請求認容

「…A は、X に違約責任を負わなければならない。A は、その債務（X に負っている本件債務）の清算が終わっていないうちに会社登録を抹消したため、A の負担する債務もY_1、Y_2にその出資額の範囲内で連帯弁済責任を負わせるのが適切で」ある。

【判例７】河南省鄭州市中級人民法院2010年４月29日判決（2010）鄭民一終字第482号

【事実の概要】

2006年５月16日にY_1会社（被告、被控訴人）とＡ会社との間に、分譲住宅の売買に関する契約を締結した。契約では、ＡがY_1のためにY_1の有する分譲住宅を売り出すことを約束した。2006年７月３日に、X（原告、控訴人）はＡとの間に、分譲住宅の販売に関する予約を結んだ。同日、Ｘは内装費用としてＡに２万元を渡した。その後、予約住宅の販売価格につき、双方が一致しなかったため、本契約を結ばなかった。Ｘは既に支払った２万元の返還をＡ及びY_1に請求した。

Ａの株主はY_2（被告、被控訴人）～Y_5（被告、被控訴人、以下、Y_2らという）である。Ａは、2007年11月20日に会社の抹消登録を行った。しかし、Ａの清算報告書の中に、債権者Ｘからの債権申告を記載しなかった。Ｘはこれを理由に、Y_2らにＡの債務に対して連帯弁済責任を負うよう訴えを提起した。

【一審法院の判断】

一審法院は、ＡがＸから受け取った２万元について判断を下した。すなわち、ＡがＸから内装費用を受け取ることは、Ａ・Y_1間の代理契約の内容に含まれず、しかも、Ａはこの２万元をY_1に渡していない。したがって、Ａは Ｘに対してその受け取った２万元を返還すべきである。

現在、Ａが既に抹消登録を行った。Ａの清算中、株主Y_2らはＸに負っている上述債務を隠蔽して、著しく債権者Ｘの利益を損なったから、会社法第20条第３項の規定に基づいて、Ａの株主Y_2らは、Ａの債務に対して連帯責任を負わなければならない。

株主Y_2らは当該一審法院の判断につき、異議を示さなかった。

【判例８】浙江省高級人民法院2010年５月21日判決（2010）浙商外終字第14号

【事実の概要】

2007年12月21日、X_1（原告、被控訴人）・X_2（原告、被控訴人）は、Ａ会社との間に金銭消費貸借契約を締結した。X_1・X_2は契約どおりに

総額150万元の金員をＡに交付した。2009年３月20日、Ａの株主会[45]が会社清算委員会による清算報告書を可決し、同日、会社の抹消登録を行った。X_1・X_2は、Ａの株主としてのY_1（被告、控訴人）、Y_2（被告、控訴人）が債務を逃れる目的で会社を解散したことを理由に、本件消費貸借契約に関わるＡの債務150万元について弁済責任を負うよう訴えを提起した。

【一審法院の判断】

「中国会社法の関わる規定（会社法第184条、会社法解釈（二）第11条[46]、第19条[47]）により、有限会社が株主会による決議解散の場合、会社の株主によって清算委員会を組織して清算を行わなければならない。清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表と財産リストを作成しな

[45] 有限会社の最高権力機関は「株主会」（原文は、「股東会」）である。中国会社法第37条は、以下のとおり規定する。すなわち、「有限会社の株主会は全株主によって構成される。株主会は会社の権力機構であり、本法により権限を行使する。株式会社の最高権力機関は「株主総会」（原文は、「股東大会」）である」。中国会社法第99条は、以下のとおりに規定する。「株式会社の株主総会は全株主によって構成される。株主総会は会社の権力機関であり、本法により権限を行使する」。

[46] 会社法解釈（二）第11条は、以下のとおりに規定する。すなわち、（１項）「会社清算のとき、清算委員会が会社法第186条の規定に従って会社解散・清算の事項を書面で全体債権者に通知し、且つ会社の規模と営業地域の範囲に従って、全国又は会社登記登録地の省クラスに影響のある新聞紙に公告しなければならない」。

（２項）「清算委員会が前項の規定に従って通知又は告知義務を履行せず、この行為によって債権者に即時債権を申告できず、その結果、債権が弁済を受け得ないに至る場合、債権者が清算委員会の構成員に対し、前述行為によってもたらした損失に対して賠償責任を主張した場合、人民法院は法に従って支持しなければならない」。

[47] 会社法解釈（二）第19条は、以下のとおりに規定する。すなわち、「有限会社の株主、株式会社の取締役又は支配株主、及び会社の実質的支配者が会社解散後に悪意で会社財産を処分して債権者に損失を与えた場合、又は法に従わずに清算を行い、虚偽の清算報告書を用いて会社登記機関の法人抹消登録を騙取する場合、債権者は、上述の者に会社の債務に対して相応の賠償責任を負わせることを主張する場合、人民法院は法に従って支持しなければならない」。

ければならない。その後、会社清算に関する事項を書面によって既知の全体債権者に通知し、新聞紙で清算の公告を行わなければならない。これらの清算手続きが法に従ってなされた後にはじめて、会社の抹消登録を行うことができる。」

「本件においては、Y_1、Y_2は、法に従って清算を行わず、虚偽の清算報告をもって会社登記機関による抹消登録を騙取したため、会社債務に対して相応の賠償責任を負うべきである。また、Y_1、Y_2の負う責任について、一審法院は、会社法第20条第３項を援用して、Y_1、Y_2にＡの本件債務に対して連帯責任を課した。すなわち、会社法第20条（第１項）[48]によると、会社の株主は会社法人の独立地位と株主の有限責任を濫用して、会社債権者の利益を侵害してはならない。株主は、法に従って清算手続きを済ませ、債権者の利益を損なわないという前提の下にしか、有限責任の特権を享受できない。本件中、Y_1、Y_2は法に従って清算手続きをせず、債務を逃れるために会社を抹消したため、Ａの債務につき連帯賠償の責任を負わなければならない。」

Y_1、Y_2は控訴。

二審人民法院は、一審法院の判決を全面認容した。

第２款　株主による会社資金の流用事例

この事例は、以下の【判例９】～【判例14】の６件の事例である。

【判例９】四川省内江市中級人民法院2007年５月16日判決（2007）内民初字第00015号

【事実の概要】

2004年３月～９月の間、Y_1会社（被告）とＸ銀行（原告）の間に総

[48] 中国会社法第20条第１項は、以下のとおりに規定する。すなわち、「会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法に従って株主の権利を行使しなければならず、株主の権利を濫用して会社又はその他の株主の利益を損なってはならず、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して会社の債権者の利益を損なってはならない」。

金額が1,652万元、期限が一年間の金銭消費貸借契約が締結された。A会社とB会社は当該貸借契約のために各自X銀行と連帯保証契約を結んだ。X銀行は期限どおり契約を履行した。弁済期到来後、X銀行は債務者Y_1及び保証人であるA・Bに弁済の請求をしたが、上述の者はいずれも請求に応じなかった。

Y_4（被告）、Y_5（被告）は夫婦であり、各自の名義で2002年にY_2会社（被告）を設立し、2003年にY_3会社（被告）を設立した。2004年２月６日にY_2はY_1の60％の持分を買った（残り40％はY_4の娘が法定代表者を勤める会社Zに購入された）。XはY_1、Y_2、Y_3が関連会社[49]であり、また、Y_4、Y_5は実際上、上述の三会社の経営を支配することを通じてY_1を財産皆無（倒産手続きに入っていない）に至ることによって、債権者としてのX銀行の利益を害したことを理由に、Y_1の債務につき、Y_2～Y_5に連帯責任を負えと訴えを提起した。

【判旨】請求認容

「Y_4、Y_5はともにY_2、Y_3の株主であり、Y_4は同時にY_1、Y_2、Y_3の法定代表者である。Y_1～Y_3の経営がY_4、Y_5にコントロールされ、実際の営業中、三会社の資金・財産が勝手に株主Y_4、Y_5及び三会社間で互いに使われる事情があった。また、Y_4、Y_5はY_1、Y_2の資金をY_3に引き出して、Y_3及びY_4名義をもって成都で大量の不動産を購入した。」

「Y_4、Y_5は三会社の関連関係を利用して、資金を三会社間で移動させ、結局、Y_1を資産皆無の会社にさせた。Y_1、Y_2、Y_3は名義上会社と称するが、実質上、有限会社としての独立的人格を失ったから、事実上は個人だと言える。中華人民共和国会社法第20条第３項によると、会社の株主は会社法人としての独立的地位と株主としての有限責任を濫用して、債務を逃れ、著しく会社債権者の利益を損なった場合、会社の債務につ

[49] 中国会社法上の関連会社の規定について、「会社法」217条１項４号は、以下のとおりに規定する。すなわち、「関連関係とは、会社の支配株主、実際上の支配者、董事、監事、高級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す。但し、国が持分を支配する企業間では、国に支配を受けているということのみにより関連関係があるとはみなさない」。

き、連帯責任を負うべきである。したがって、Y_4、Y_5はY_1、Y_2、Y_3の債務につき連帯責任を負うべきで」ある。

【判例10】浙江省高級人民法院2008年７月22日判決（2008）浙民三終字第181号

【事実の概要】

2002年１月15日に、X会社（原告、被控訴人）とY_1会社（被告、控訴人）の間に糖尿病の治療薬の開発に関する技術開発委託契約が締結された。契約によると、Y_1は技術開発を行い、開発完成の際、必要な資料をXに一式交付する。Xは委託開発に必要な資料と材料をY_1に提供し、契約通りに代金を支払う。契約締結後、Xは契約通りに一回目の契約代金230万元をY_1に交付したが、Y_1は委託開発の資料をXに提供しなかった。Xは当該事実に基づいて、委託契約の解除を主張するとともに、既に支払った230万元代金の返還を求めて訴えを提起した。

Y_1はY_2（被告）とY_3（被告、Y_2の妻であるが、2002年にY_2と離婚）により2000年５月18日に設立された会社であり、登録資本金が30万元のうち、Y_2が24万元、Y_3が６万元を各自出資した。Y_2は代表取締役を就任した。2002年５月に、Y_2とY_3はY_1から100万元を引き出してA会社を設立した。2002年11月に、Y_2はAから80万元を引き出して、自分のために不動産を購入した。2002年６月～11月に、Y_2はY_1から32万元、11.36万元を引き出して、自分のために各自自動車とダイヤモンドなどの宝石類アクセサリーを購入した。これらの金員はいずれもXから支払われた230万元の契約代金から引き出したものであった。Xは上述の理由に基づいて、Y_2、Y_3に230万元の返還につき、連帯責任を負えと請求した。

【一審判決】

Y_1に債務不履行と認定して、契約の解除を認容した。また、Xの既払代金を返還するよう命じた。Y_2、Y_3の責任について、「本件においては、認定された事実からみると、Y_2、Y_3は所定の手続きを経ずして、勝手にY_1に属する資金をもって、他の会社を設立し又は個人名義で不動産・車両その他のものを購入した。Y_2、Y_3の行為によって、Y_1の資産を著しく減らせ、同時にY_1の資産をY_2、Y_3の個人資産と混同をさせた。そ

の行為は会社法人の独立地位と株主の有限責任の濫用に該当する。したがって、Y_1の債権者としてのＸの損害に対して、Y_2、Y_3は連帯責任を負うべき」である。

【二審判決】

一審判決を全面認容

【判例11】北京市宣武区人民法院2008年12月15日（2008）宣民初字第07717号

【事実の概要】

Ｘ出版社（原告）は、Y_1図書出版会社（被告）と図書販売に関する委託契約を結んだ。契約により、Ｘは、Y_1にその指定種類の図書の発行を委託した。報酬について、Y_1が最初の品物をＸから受け取った後６ヶ月後に、販売総額の40％を３ヶ月ごとに計算して、Y_1の報酬とする約束をした。Ｘは20種類以上の図書をY_1に交付した。2006年８月28日に、Ｘ･Y_1間で図書販売代金を確認したところにより、当日までY_1は、Ｘに図書販売代金を送金していなかった。

また、Ｘは、Y_2（被告、Y_1の株主兼法定代表者）に連帯責任を追及した。理由は、Y_2がY_1の法定代表者として、Y_1の当該図書販売代金の一部を個人で受け取ったことにある。

【判旨】請求棄却

Y_1の違約責任を是認した。Y_2の連帯責任について「…現在、Y_1は正常に運営している。Y_2は、会社の販売代金の一部を受け取ったとしても、その行為は直ちに、会社法人としての地位を濫用して債務を逃れる行為とは認定できない。また、Ｘは、Y_1に債務超過のような債権者の利益を損なうことを証明できなかったため、Ｘのこの主張を支持できない。」

【判例12】上海市第一中級人民法院2009年９月22日判決（2009）滬一中民二（民）終字第2729号

【事実の概要】

2002年10月28日に、Ｘ会社（原告、被控訴人）は、Y_1会社（被告）と賃貸借契約を締結した。契約により、ＸはY_1の有する工場を賃借した。2006年にY_1の工場が上海市政府による集団用地遷移範囲に含まれるた

め、2006年12月７日に、Y_1・X 間に本件賃貸借契約が合意解除された。Y_1は、本件契約解除の補償金として、15万元を小切手で X に支払うことを X と約束したが、Y_1の口座に残高がないため、X は Y_1からの支払を得ていなかった。そこで、X は Y_1に対してこの金員の支払を請求した。

Y_1は有限会社であり、登録資本金402.5万元のうち、株主 Y_2（被告、控訴人）は62.1％の持分を有する。X は、Y_2が Y_1の財産をもって自己の債務（560万元）を弁済したことによって、Y_1の債権者の債権が実現できなくなったことを理由に、Y_2に Y_1の債務について連帯責任を負うよう訴えを提起した。

【一審法院の判断】

一審法院は、Y_2の責任を認めた。すなわち、Y_2は、Y_1の財産をもって自己の債務を弁済した後に、Y_1がまだ債務弁済能力があることについて、その証拠を提供できなかったため、Y_1の債務に対して連帯責任を負うべきである。

Y_2は控訴。

【判旨】控訴棄却

「Y_2は Y_1の株主として、Y_1の財産をもって自己の債務を弁済することによって、Y_1の債務弁済能力を失わせるに至った。債権者の利益を保護するために、一審法院が下した、Y_2に連帯責任を負わせる判決は、不当ではない」。

【判例13】洛陽市澗西区人民法院2010年３月２日判決（2009）澗民二初字第840号

【事実の概要】

X（原告）・Y_1（被告）間に商品売買契約が存している。2007年10月26日に、X・Y_1間で既存の債権・債務を確認したところ、Y_1は X に1,656,913元の売買代金債務を負っていることが分かった。X・Y_1間に当該売買代金債務の履行につき償還の計画を立てたが、Y_1は約定どおりに履行しなかった。

X は、現在、Y_1が休眠状態にありながら、清算を行わなかったこと、及び Y_1の財産がその株主 Y_2（被告）、Y_3（被告）のそれと混同していることを理由に、Y_2、Y_3に Y_1の債務に対して連帯責任を負うよう請求

した。

【判旨】請求認容

「Y_2、Y_3は、Y_1の株主として、Y_1が登録された住所から他所に移転された際に、会社住所の変更など、積極的に株主としての義務を履行せず、しかも、Y_1を経営する期間に、個人名義で会社の経営資金を受け取り、これらの資金を会社の口座に入金しない。Y_2、Y_3の行為は、会社債務を逃れる行為であり、債権者Ｘの合法的権利を侵害した。したがって、法（会社法第20条第３項）に基づいて、Y_2、Y_3はY_1の債務につき連帯責任を負うべきで」ある。

【判例14】河南省洛陽市中級人民法院2010年５月14日判決（2010）洛民終字第980号

【事実の概要】

Y_1会社（被告）はＸ会社（原告、被控訴人）に94,950元の買掛金債務を負っている。Y_1会社は、2004年４月15日に株主Y_2（被告、控訴人）、Y_3（被告、控訴人）によって設立された資本金200万元の有限会社である。Y_2は法定代表者を務めていた。2005年10月17日にY_2は、その有するY_1会社の持分150万元をY_4（被告、控訴人）、Y_5（被告、控訴人）に譲渡した。

Ｘは以下の理由に基づいて、Y_1の株主であるY_2～Y_5に、Y_1のＸに対して負担している債務94,950元につき連帯弁済責任を追求した。①Y_2は、その成立一ヶ月余り後すなわち2004年５月31日に従業員の給料の名義で会社から11万元の金員を引き出した。この行為は会社の資金の払戻である。そこで、当時会社の株主兼法定代表者としてのY_2に会社資金の引き出しに関する責任を負うべきである。②Y_3～Y_5は、Y_1から金184万元を借りたが、上述の金員が未だ会社に返還されていない。結局、Y_3～Y_5が不法にY_1の資金を占有・処分したため、Y_1の債務弁済能力を著しく害され、債権者Ｘの利益を損なうに至った。

【一審法院の判断】

一審法院は、Ｘの主張①②を認め、会社法第20条第３項によって、Y_2～Y_5にY_1の債務に対して連帯弁済責任を命じた。

Y_2～Y_5は控訴。

【判旨】一部認容

「2004年５月31日にY_2がY_1から11万元の金員を引き出したことは、会社の正常な財務活動であると認定し、会社の資金を引き出すこととは認定しない。また、Y_2は2005年10月17日にその有するY_1会社の持分150万元をY_4、Y_5に譲渡したため、その後の会社の債務につき責任を負わない。」

「Y_3～Y_5は、Y_1の株主として、2007年２月～７月にわたり、Y_1の多額の資金を自己又は他人に貸した。Y_3～Y_5の当該行為によって、Y_1の債務弁済に供する責任財産が減少するに至った。その結果、著しく会社の経営及び債務弁済能力を損なった。したがって、Y_3～Y_5の当該行為は、会社法人の独立地位と株主有限責任の濫用に該当するので、Y_1の債務につき連帯責任を負うべきで」ある。